

議 長 日程第11「議案第16号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第16号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成30年3月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成30年4月1日から施行され、国民健康保険事業について都道府県が運営に加わることになり、町が行う事務であることを明確にする必要が生じたことに伴い、所要の改正をしたいので御提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 それでは説明させていただきます。今回の当該条例の一部改正でございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴うものでございます。

改正の趣旨でございますが、今般の国民健康保険制度改革では、市町村がこれまで運営してきた国民健康保険事業について、都道府県が運営に加わることになり、その事業運営について市町村が行う事務と、都道府県が行う事務に分かれることとなりました。そのため、町の条例でもその対象が、町が行う事務であることを明確にする必要が生じたためのものでございます。

2枚目をお開きください。国民健康保険条例の一部を改正する条例。国民、松田町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

それでは3枚目の参考資料、新旧対照表を見て説明させていただきます。第1章でございますが、章名を「この町が行う国民健康保険の一部」に改めます。あわせて第1条の見出しと、第1条の条文中に「の事務」を加えまして、「この町が行う国民健康保険の事務」に改めます。また、「定めが」の字句訂正を行います。

第2章でございますが、章名を「この町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めます。あわせて、第2条の見出しと、第2条の条文中の国民健康保険運営協議会を、「この町が行う国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めます。

2枚目の改正本文へお戻りいただきまして、附則でございます。この条例は、

平成30年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第16号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。